

日本庭園で七五三の記念撮影をしませんか

▷とき＝12月27日(日)まで、9時～16時30分▷ところ＝徳水亭(水車公園内)※子ども用和傘の貸出あり▷問＝みどり公園課施設運営グループ☎3579-2532



国民年金

保険料の支払い忘れはありませんか

国民年金には、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などがあります。保険料の支払い忘れがあると、年金額が少なくなったり、年金を受け取れなくなったりする場合がありますので、忘れずにお支払いください。

●社会保険料控除証明書をお送りします

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象になります。支払額の証明書として、年末調整・確定申告の際に使える「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」をお送りします。④9月30日までに支払った方には11月上旬⑤10月～12月に今年初めて支払った方には来年2月

月上旬に、日本年金機構からお送りします。④の方で10月以降の支払分がある場合は、その領収書も申告時に添付してください。「控除証明書」については、☎0570-003-004(ナビダイヤル)・☎6630-2525(IP電話の方)にお問い合わせください。※受付時間は、平日8時30分～19時・第2土曜9時30分～16時。

《いずれも》

▷問＝板橋年金事務所☎3962-1481

お知らせ

区営小茂根一丁目住宅入居者募集

今回の募集は、空き家(今後1年間に発生が予想されるものを含む)の入居者を事前に決めておくためのものです。

▷募集内容・戸数

- 単身者向け…8戸
 - 単身車いす使用者向け…1戸
 - 家族向け…2人以上向け13戸、3人以上向け2戸
- ※詳しくは、募集案内をご覧ください。

▷募集案内などの配布場所＝10月26日(月)～11月2日(月)に、住宅政策課(区役所5階⑭窓口)・庁舎案内(区役所1階)・赤塚支所・各地域センター・各区民事務所・各福祉事務所・区ホームページ※夜間・土曜・日曜は、区役所の夜間受付で配布。▷申込＝11月6日(必着)まで、申込書を郵送で、(株)東急コミュニティー※11月4日(水)までの消印が必要▷問＝(株)東急コミュニティー(区役所内)☎5943-5006、板橋区住宅政策課住宅運営グループ☎3579-2187

「板橋駅西口周辺地区」地区計画原案の縦覧・意見書の提出

対象区域に土地の権利をお持ちの方は、意見書を提出できます。

▷対象区域＝板橋一・四丁目の各地内▷面積＝約18.7ha▷縦覧期間＝11月5日(木)～19日(木)▷縦覧場所・意見書の提出先＝11月26日(必着)まで、直接または郵送で、拠点整備課板橋駅周辺まちづくりグループ(区役所5階⑬窓口、〒173-8501)

●説明会

▷とき＝11月5日(木)19時～20時

30分・7日(土)10時～11時30分、各1日制▷ところ＝ハイライフプラザ※当日、直接会場へ。

《いずれも》

▷問＝拠点整備課板橋駅周辺まちづくりグループ☎3579-2556

地区計画案の縦覧・意見書の提出

▷内容＝④大谷口上町周辺地区地区計画⑤大山駅西地区地区計画⑥国道254号線(川越街道)A地区沿道地区計画▷縦覧・意見書の提出期間＝10月26日(月)～11月9日(月)▷縦覧場所・意見書の提出先・問＝直接または郵送で、④⑤市街地整備課住環境整備計画グループ(区役所5階⑪窓口)☎3579-2562⑥拠点整備課大山まちづくり第一グループ(区役所5階⑬窓口)☎3579-2449※いずれも〒173-8501

いたばし 総合ボランティアセンター ご案内

●オンラインお試し講座

▷とき＝11月1日(日)13時30分～15時30分▷内容＝オンライン会議システム「Zoom」を使用した模擬会議の体験など▷講師＝受験専門無料塾ミンゼミ代表 遠藤聡一▷対象＝ボランティアグループ・NPO団体の運営者、地域活動者など▷定員＝15人※オンライン15人(いずれも申込順)▷ところ・申込・問＝10月17日(土)朝9時から、電話・Eメールで、いたばし総合ボランティアセンター☎5944-4601✉info@ita-vc.or.jp<月曜事務局休み>※申込記入例の項目とオンライン希望の場合はその旨を明記

みなさんの保険料が各制度を支えています お支払いをお忘れなく

私たちは、いつどんなときに病気・けがをするかわかりません。また、高齢になっても自立した生活を送ることが望めます。国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度の各制度は、加入者

一人ひとりが保険料を支払い、少ない負担でサービスを受けられる相互扶助の制度です。いつまでも安心して暮らすために、支払期限までに保険料を支払い、各制度をみなさんと支え合ひましょう。

	国民健康保険	介護保険	後期高齢者医療制度
目的	病気・けがに備えて、加入者が保険料を支払い、少ない負担で医療を受けられる相互扶助の制度	介護を必要とする状態になっても、自立した生活を送れるように、必要な介護サービスを受けられる制度	被保険者の医療費を国民全体で支える制度
対象	75歳未満で、ほかの健康保険に加入していない方	●65歳以上の方(第1号被保険者) ●40～64歳の方(第2号被保険者)※医療保険と合わせて徴収	●75歳以上の方 ●一定の障がいがある65歳以上で、加入申請した方
支払方法	普通徴収	口座振替または納付書※お支払いは、便利で確実な口座振替をご利用ください。※納付書でお支払いの方は、支払期限までに金融機関・コンビニエンスストア・区役所・各区民事務所・携帯電話から利用できるモバイルレジなどでお支払いください。※キャッシュカードのみで手続きできるサービスがあります。詳しくは、お問い合わせください。	
	特別徴収	原則として、世帯内の国民健康保険被保険者全員が65～74歳の世帯主(国民健康保険以外の社会保険などに加入する場合を除く)で、次の両方の要件を満たす方は、年金から保険料が差し引かれます。 ●年金受給額が年額18万円以上 ●介護保険料と国民健康保険料の合計額が、年金受給額の2分の1以下	年額18万円(月額1万5000円)以上の老齢・退職・遺族・障害年金を受給している方は、年金から保険料が差し引かれます。※普通徴収への変更不可※65歳になったばかりの方・ほかの市区町村から転入した方・年度の途中で保険料が変更になった方などは、一時的に普通徴収になる場合があります。
滞納した場合	●延滞金の徴収 ●短期被保険者証の交付(有効期限が短く、8か月ごとの更新手続きが必要) ●被保険者資格証明書の交付(医療費の全額自己負担) ●保険給付の全部または一部差し止め ●財産の差し押さえ※法律に基づく滞納処分	●介護サービス費の支払方法の変更(利用費を被保険者が一時的に全額負担) ●保険給付の一時差し止め(未払い分の保険料に充当) ●保険給付の減額・高額サービス費の支給停止(保険給付率を6割または7割に引き下げなど) ●財産の差し押さえ※法律に基づく滞納処分	●短期被保険者証の交付(有効期限が短く、更新手続きが必要) ●財産の差し押さえ※法律に基づく滞納処分
問合せ	●保険料・資格について…国保年金課資格賦課グループ☎3579-2406 ●お支払いについて…国保年金課国保収納グループ☎3579-2409 ●滞納処分・差し押さえについて…国保年金課特別整理グループ☎3579-2437	介護保険課資格保険料係☎3579-2359	後期高齢医療制度課管理収納グループ☎3579-2327

※経済的な事情などで保険料の支払いにお困りの方には、分割納付・減免制度が適用できる場合がありますので、お問い合わせください。